

令和3年9月24日

文部科学大臣 萩生田 光一様

渋谷区教育委員会へのいじめ防止対策等の法令遵守指導を求めます

渋谷区議会議員

堀切 稔仁

金子 快之

日頃から全国の児童学生のために御活動感謝申し上げます。

さて、町田市の「ICT いじめ自殺」事件で、亡くなった児童の保護者が無念を抱き、市が行う調査への強い疑念を国に訴えたと報道されています。

これを受けて萩生田文部科学大臣は市教委に対し、いじめの事実確認や命に関わる「重大事態」の認定と、遺族に寄り添う対応を指示したと伺いました。

その当事者である五十嵐俊子元校長が今年4月に渋谷区教育長に就任したのですが、私たち渋谷区議会議員は教育長人事への同意にあたり、この事件についてなにも知られていません。

もし事前に聞いていれば、区議会は当然に同意議決に反対したものです。

渋谷区教育長が関与する「ICT いじめ自殺」事件に関する報道が加熱する一方で児童・生徒、保護者へも一切の説明がないことから区へ苦情が殺到しています。

それどころか、この渦中に五十嵐教育長は「渋谷区いじめ防止対策等条例」案を区議会に上程しています。

今回の条例は下記に述べるようにさまざまな問題をはらんだものです。

1. 法に定められた議会報告義務を条例で削除している(いじめ対策法30条3)
2. 条例という器を作るだけで、肝心の「いじめ防止基本方針」(中身)が未定
3. いじめで苦しむ児童生徒の救済措置が何も盛り込まれていない
4. 調査委員会を隠れ蓑に教委が説明責任を放棄できる仕組みである
5. 「長による附属機関の調査機関の設置」「施行規則」も未定

つまり、五十嵐教育長は町田市での自らの失敗を懸念してか、萩生田文部科学大臣の指摘する「重大事態」の認定を議会ができないように条例制定を行おうとしているのです。

これでは渋谷区でいじめ問題が発生した場合に、区議会が住民代表として事案の調査結果を聞くことができなくなります。

五十嵐教育長の行為はいじめ防止対策推進法をないがしろにするとともに、個人情報保護と守秘義務を都合の良い言い訳として、町田市と同様に教育委員会と学校教員によるいじめ隠蔽体制を構築するものと考えざるを得ません。

そこで御省から渋谷区において以下の点を指導することを求めます。

文部科学省への要望事項

1. 「渋谷区いじめ防止対策等条例」には、いじめ防止対策推進法30条3に定められた議会への報告義務を明文化させること
2. 法に定められた「いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止基本方針、長による附属機関の調査機関の設置、施行規則」の設置時期を明確にさせること
3. 貴省が渋谷区教育委員会へ派遣した幹部職員において、区長、教育長への適切な法令遵守を助言させること
4. 町田市のいじめ自殺事件が未解決なのになぜ当事者の五十嵐氏が渋谷区教育長へ栄転できたのか、当人と東京都が自ら説明するように指導させること

以上

ご担当者様

本件については堀切区議まで文書でご回答くださるようお願い申し上げます。

渋谷区議会議員

堀切 稔仁